

特定個人情報取扱規程

平成 28 年 1 月 1 日実施
兵庫県土建一般労働組合

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規定は、当組合が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という）及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、当組合の取り扱う特定個人情報等の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

個人番号及び特定個人情報に関しては、当組合の個人情報保護に関する他の規程等に優先して本規定が優先される。

第 2 条（定義）

この規定で掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「個人情報」とは、個人情報保護法第 2 条第 1 項（個人が特定できる情報を個人情報と定義）に規定するものをいう。
- (2)「個人番号」とは、番号法第 7 条第 1 項（市区町村長が個人に対して指定・通知する番号）及び第 2 項（市区町村長が請求又は職権により個人に対して通知する番号）に規定するものをいう。
- (3)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4)「特定個人情報等」とは個人番号と特定個人情報を合わせたものをいう。
- (5)「特定個人情報ファイル」とは、データベース構築等の方法により特定個人情報等を集積した情報ファイルをいう。
- (6)「個人番号利用事務」、「個人番号関係事務」及び「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務実施者」とは、それぞれ番号法第 9 条第 3 項（個人番号の利用範囲）に規定するものをいう。
- (7)「役員」とは組合規約第 14 条に規定する者をいう。
- (8)「職員」とは職員服務規程第 22 条に規定する者をいう。
- (9)「書記局員」とは専従役員、職員他当組合に勤務する者をいう。
- (10)「事務取扱担当者」とは、当組合内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (11)「事務取扱責任者」とは、事務取扱担当者が複数いる場合に事務担当者の中から選任される責任者をいう。

- (12)「事務取扱担当者等」とは事務取扱担当者と事務取扱責任者を合わせたものをいう。
- (13)「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う書類や情報システム等を管理する区域をいう。
- (14)「取扱区域」とは、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。

第3条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）

当組合が特定個人情報等を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

(1)役員、職員及びその扶養親族に係る個人番号関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得、退職所得の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務 ・雇用保険の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務 ・労働者災害補償保険(労災保険)の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務 ・健康保険の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務 ・厚生年金保険の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務
(2)役員、職員の配偶者に係る個人番号関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の第3号被保険者の手續きに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務
(3)委託を受けた個人番号関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県建設国保組合から委託を受けた事務 ・労働保険事務組合から委託を受けた事務
(4)その他の個人に係る個人番号関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金等の支払いに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務 ・不動産使用料等の支払いに関連し、かつ、個人番号の記載が必要な各種書類の作成及び届出の事務

第4条（取得・利用・管理する特定個人情報等の範囲）

前条において当組合が個人番号を取り扱う事務において取得、利用、管理する特定個人情報等は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 番号法第16条（本人確認の措置）に規定する本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し。
- (2) 行政機関等個人番号利用事務実施者に提出するために作成した書類等及びこれらの写し
- (3) 法定調書を作成するうえで取得した個人番号が記載された書類及びこれらの写し

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

第5条（組織体制・監督）

- 1 当組合は個人番号関係事務の管理責任者を定めなければならない。
- 2 管理責任者は当組合が行う個人番号関係事務の事務取扱担当者を指名する。
- 3 管理責任者は事務取扱担当者を複数指名した場合は、そのうちの一人を個人番号関係事務の事務取扱責任者とする。
- 4 管理責任者は当組合が行う個人番号関係事務について、取扱状況全般を把握するとともに事務取扱担当者に対して適切な指示をするよう努めなければならない。
- 5 管理責任者は当組合が行う個人番号関係事務及び事務取扱担当者等を監督する。
- 6 管理責任者の指名により事務取扱担当者等が変更となる場合には、従前の事務取扱担当者等は新たにその任に就くこととなる者に対して引継ぎを行うとともに、管理責任者に対してその報告を行い、承認を受けなければならない。
- 7 やむを得ない事由により事務取扱担当者等以外の者が当組合が行う個人番号関係事務を行わなければならないときは、管理責任者の承認を得てその事務を行わなければならない。
- 8 前項の事務を執り行った者はその内容を事務取扱担当者等に報告しなければならない。事務取扱責任者が選任されている場合、本項の報告は事務取扱責任者に対して行わなければならない。

第6条（個人番号関係事務を取り扱うことができる者及び秘密保持）

- 1 当組合が行う一切の個人番号関係事務は、番号法及び本規定に別な定めがある場合を除き事務取扱担当者等以外の者は行うことができない。
- 2 管理責任者及び事務取扱担当者等は当組合の個人番号関係事務に関して知り得た特定個人情報等を本規定第3条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する範囲の事務以外の目的で他人に提供又は盗用してはならない。

第7条（教育）

管理責任者は関係法令及び本規定の理解の徹底が図られるよう書記局員に対して必要な教育を行う責を負う。

第8条（取り扱い状況の把握）

事務取扱担当者等は、個人番号関係事務を取り扱うにあたり取り扱い状況や経過が容易に確認できる状態で、特定個人情報等、特定個人情報ファイル、特定個人情報により生成された書類を保管、管理しなければならない。

第9条（情報漏えい等への対応）

- 1 事務取扱担当者等又は本規定第5条第7号（やむを得ない事由により事務取扱担当者等以外で当組合の個人情報関係事務を行う者）の事務を執り行った者が、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したこと知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、直ちに管理責任者に報告する。
- 2 管理責任者は本条第1項の報告を受けた場合、ただちに状況の確認を行い、事故と判断した場合は速やかにその旨を本人に通知するとともに、二次被害を防止するために必要な対策を講じなければならない。

第10条（取り扱い状況の確認と安全管理措置の見直し）

- 1 管理責任者は当組合が行う個人情報関係事務の取り扱い状況及び安全管理状況について1年に1回以上確認をしなければならない。
- 2 管理責任者は本条第1項の確認の後、当組合が行う個人情報関係事務の取り扱い状況及び安全管理状況を評価し、必要があるときはその見直し及び改善に取り組まなければならない。

第2節 物理的安全管理措置

第11条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

- 1 当組合は特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、それぞれの区域に対して次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 管理区域は、特定個人情報ファイルを扱う機器及び本規定第3条（特定個人情報を取り扱う事務の範囲）に規定する事務によって生成されたデータ及び書類、本規定第8条第1項（取り扱い記録の内容）及び第2項（取り扱い記録の様式）に規定する記録の保管場所とし、管理責任者、事務取扱担当者等及び本規定第5条第7号（やむを得ない事由により事務取扱担当者等以外で当組合の個人情報関係事務を行う者）に規定する者以外の者の機器へのアクセス、書庫等の開錠及び役員や書記局員以外の立ち入りを禁止するなどの措置を講じなければならない。
 - (2) 取扱区域は、管理責任者、事務取扱担当者等が本規定第3条（特定個人情報を取り扱う事務の範囲）に規定する事務を執り行う場所とし、可能な限り事務取扱担当者等以外の者の往来が比較的少ない場所に座席の配置をしたり、仕切りを設けるなどの措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の区域及び措置を定めた場合又はこれを変更した場合、すみやかに書記局員に対して周知しなければならない。

第 12 条（機器及び電子記録媒体等の盗難等の防止）

当組合の管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子記録媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う電子記録媒体及び書類等は施錠できる書庫等で保管する措置。
- (2) 特定個人情報等を取り扱う機器（パソコン等）はセキュリティワイヤー（パソコン本体を机や什器に固定するためのワイヤー錠）等で固定する措置。

第 13 条（特定個人情報等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

1 当組合が保管する特定個人情報等が記録された電子記録媒体又は書類等の持ち出しは次の各号に掲げる場合を除いて行わない。なお、本条の「持出し」とは特定個人情報等を管理区域及び取扱区域の外へ移動させることをいう。

- (1) 行政機関等個人番号利用事務実施者に対して法定調書等及び特定個人情報のデータ又は書類を提出する場合。
- (2) 個人番号関係事務に係る外部委託先及び当組合の支部に特定個人情報のデータ又は書類を提供する場合。
- (3) 本人から開示の求めがあり、これに応じる場合。
- (4) 廃棄、削除の処理のために必要な場合。

2 本条の持出しは管理責任者及び事務取扱担当者等以外の者が行ってはならない。

3 特定個人番号等が記録された電子記録媒体又は書類を持ち出すときは、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じなければならない。

第 14 条（特定個人情報等を取り扱う機器及び電子記録媒体等の廃棄）

特定個人情報等を取り扱う機器及び電子記録媒体等を廃棄する場合、記録されたデータが復元できない措置を講じたうえで廃棄しなければならない。

第3節 技術的安全管理措置

第 15 条（情報システム機器を使用する場合のアクセス制限、認証等）

情報システム機器を使用して個人番号関係事務を行う場合のアクセス制御及びアクセス者の識別と認証の方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器を特定する。
- (2) 特定個人情報等又は特定個人情報ファイルにアクセスできるのはパスワードの設定等で事務取扱担当者等のみとする措置を講じなければならない。

第 16 条（外部からの不正アクセス等の防止）

前条の機器に対する外部からの不正アクセス防止及び不正ソフトウェアからの保護等をするため次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 機器及び電子記録媒体に記録された特定個人情報等及び特定個人情報ファイルにパスワード設定する措置。
- (2) 外部からの不正アクセスを防止するため、機器を外部ネットワークから独立して運用する措置又は機器と外部ネットワークとの接続箇所にファイヤウォール等を設置する措置。
- (3) 不正ソフトウェアによる被害を防止するため、情報システム機器にコンピュータウイルスを検知・除去するソフトウェアを導入する。

第 17 条（インターネットを利用した外部への送信における情報漏えい等の防止）

特定個人情報等をインターネットにより外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、送信する情報を暗号化又はパスワードを設定するなどの措置を講じなければならない。

第 3 章 特定個人情報等の取得

第 18 条（特定個人情報等の適切な取得）

当組合は特定個人情報等の取得を適正な手段によって行うものとする。

第 19 条（特定個人情報等の取得制限）

当組合は番号法第 19 条（特定個人情報の提供の制限）及び本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する範囲を超えて特定個人情報等を取得しないものとする。

第 20 条（特定個人情報等の利用目的）

当組合が取得、保管、利用する特定個人情報等の利用目的は本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲とする。

第 21 条（特定個人情報等取得時の利用目的の通知）

当組合が特定個人情報等を取得する場合は情報提供主体に利用目的を通知する。

第 22 条（特定個人情報等の提供の要求、提供を求める時期）

当組合は本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する事務を処理するために必要がある場合であって、かつ必要な時期に特定個人情報等の提供を求めることとする。

第 23 条（特定個人情報等の取得事務を取り扱うことができる者）

当組合において取扱事務担当者等以外の者は特定個人情報等の取得事務を取り扱うことはできない。

第 24 条（本人確認の措置）

当組合は番号法第 16 条（本人確認の措置）に規定する方法により本人確認を行う。代理人から本人の特定個人情報等を取得する場合も同様とする。

第 25 条（特定個人情報等の取得に関する安全管理措置）

当組合が特定個人情報等を取得するにあたっては、その事務の手続き中に特定個人情報等が事務取扱担当者等以外の者に知覚されないよう努めなければならない。

第 4 章 特定個人情報等の利用

第 26 条（特定個人情報等の利用制限）

- 1 当組合は取得した特定個人情報を番号法第 9 条（特定個人情報の利用範囲）及び本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する範囲を超えて利用しないものとする。
- 2 本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する目的で当組合が取得した特定個人情報等は当組合における事務であっても目的外に利用することはできない。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項の規定は本人の同意の有無にかかわらず適用する。

第 5 章 特定個人情報等の保管

第 27 条（特定個人情報等の正確性の確保）

当組合は保有する特定個人情報等を正確かつ最新の状態で保管するよう努めるものとする。

第 28 条（特定個人情報等の保管の制限）

- 1 当組合は本規定第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する事務の範囲を超えて特定個人情報等を保管しないものとする。
- 2 当組合が保管する特定個人情報等及び特定個人情報ファイルは第 3 条（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）に規定する事務に必要な期間を超えて保管することはできない。
- 3 当組合が保管する特定個人情報等により生成された書類はその書類に関連する所管法令で定められた保存期間をもって保管を終了する。保管を終了した書類

は本規定で定める方法により廃棄等の措置を講じなければならない。

第 29 条（特定個人情報等の保管に関する安全管理措置）

当組合が取得した特定個人情報の保管は本規定第 2 章安全管理措置の各条に規定に従って行うものとする。

第 6 章 特定個人情報等の提供

第 30 条（特定個人情報等の提供の制限）

当組合は番号法第 19 条（特定個人情報の提供の制限）に規定する場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

第 31 条（特定個人情報等の提供に関する安全管理措置）

当組合が取得した特定個人情報等の提供は本規定第 13 条（特定個人情報等を持ち出す場合の漏えい等の防止）及び第 17 条（インターネットを利用した外部への送信における情報漏えい等の防止）の規定に従って行うものとする。

第 7 章 特定個人情報等の開示、訂正、利用停止等

第 32 条（保管する特定個人情報等の開示）

- 1 当組合が本人又は代理人から当組合が保管する当該本人に係る特定個人情報等の開示を求められたときは、番号法 16 条（本人確認の措置）に規定する方法による本人確認ができた場合に限りこれに応じなければならない。
- 2 本条第 1 項及の規定により特定個人情報等の開示を行う場合、開示を請求した本人以外の個人情報及び特定個人情報等を含まない方法で開示しなければならない。
- 3 前項において、開示する内容を含む書類に開示を請求した本人以外の特定個人情報等が含まれる場合、開示を請求した本人以外の情報が黒塗り等で確実に内容が判別できないような措置を講じた後でなければ開示することができない。

第 33 条（保管する特定個人情報等の訂正等）

- 1 当組合が保管する特定個人情報等が事実でないことを理由に当該特定個人情報等に係る本人又は代理人から訂正、追加又は削除を求められたときは、調査を行いその結果必要があるときは当該特定個人情報等の訂正、追加又は削除を行わなければならない。
- 2 前項の調査を行うにあたり当組合は当該特定個人情報等に係る本人又は代理人に訂正、追加又は削除がすべき内容が事実である旨を証明する情報の提供を求めることができる。

第34条（保管する特定個人情報等の利用停止等）

- 1 当組合が保管する特定個人情報等について当該特定個人情報に係る本人から、個人情報保護法第16条（目的範囲外の利用）に違反して取得されたという理由、同法第17条（不正な手段による取得）の規定に違反して取り扱われたという理由又は番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められたときは、必要な調査を行いその結果当該求めに理由があるときは当該本人に係る特定個人情報等の利用の停止、消去又は第三者へ提供の停止をする措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する利用の停止、消去又は第三者へ提供の停止を行うことに多額の費用を要する場合その他前項の措置が極めて困難な事由がある場合は前項の措置に代えて当該本人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

第8章 特定個人情報等の廃棄、削除

第35条（保管する特定個人情報等及び書類の廃棄、削除）

- 1 当組合が保管する特定個人情報等及び特定個人情報等により生成された特定個人情報ファイル及び書類は本規定第3条（個人番号を取り扱う事務の範囲）の事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、特定個人情報等により生成された当該書類に関連する所管法令で定められた保存期間が経過した場合、当該特定個人情報又は特定個人情報等により生成された当該特定個人情報ファイル、書類もしくはそのすべてをできるだけ速やかに廃棄又は個人番号を削除しなければならない。
- 2 廃棄、削除する特定個人情報等及び特定個人情報等により生成された書類は、次の各号に掲げる方法で行わなければならない。
 - (1) 廃棄、削除の対象が情報システム機器及び電子記録媒体で保管されている場合は、当該個人情報等が廃棄、削除後において容易に復元できない方法。
 - (2) 廃棄、削除の対象が紙媒体で保管されている場合は焼却やシュレッターによる裁断、番号部分の黒塗り等廃棄、削除後において容易に復元できない方法。
- 3 特定個人情報等により生成された書類を廃棄、削除する場合であっても当該書類の生成に利用した特定個人情報等が本規定第3条（個人番号を取り扱う事務の範囲）の事務のために引き続き保管が必要な場合は当該特定個人情報等の保管を継続することができる。
- 4 本条第1項により廃棄、削除する特定個人情報ファイル及び書類で個人番号以外の個人情報を引き続き保管する必要があるときは個人番号を削除する措置を講じたうえで引き続き個人番号以外の情報を保管することができる。

第 36 条（保管する特定個人情報等の廃棄、削除に関する安全管理措置）

当組合が保管する特定個人情報等及び特定個人情報等により生成された書類の廃棄、削除は本規定第 2 章（安全管理措置）各条の規定に従って行うものとする。

第 9 章 個人番号関係事務の委託の取り扱い

第 37 条（個人番号関係事務の委託）

- 1 当組合が個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合、当組合は委託先に対して当組合が自ら果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が適切に講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。但し、当組合の傘下組合に対して当組合の個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は本規定第 37 条（傘下組合への委託）に規定する方法によるものとする。
- 2 前項の必要かつ適切な監督とは次に掲げる各号の措置をいう。
 - (1) 委託先を適切に選定すること。
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること。
 - (3) 委託先における特定個人情報等の取り扱い状況を把握すること。
- 3 当組合が前項第 1 号の選定を行うにあたっては、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければならない。
- 4 当組合が本条第 2 項第 2 号の契約を締結するにあたっては次の各号に掲げる規定を盛り込まなければならない。
 - (1) 秘密保持義務に関する規定
 - (2) 特定個人情報等の持ち出し禁止に関する規定
 - (3) 特定個人情報等の目的外利用禁止に関する規定
 - (4) 再委託の条件に関する規定
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄等に関する規定
 - (7) 従業員に対する監督・教育に関する規定
 - (8) 契約内容の順守状況についての報告に関する規定

第 10 章 支部における取扱

第 38 条（支部における本規定の取扱）

- 1 当組合の支部における個人情報取扱事務はそれぞれの支部において本規定と同様の取り扱いをするよう努めるものとする。
- 2 当組合の支部から情報漏えい等の事故の発生又はその可能性が高いことの報告があった場合、管理責任者はただちに状況の確認を行い、事故と判断した場合

は速やかにその旨を本人に通知するとともに、二次被害を防止するために必要な対策を講じなければならない。

第 11 章 その他

第 39 条（改廃）

本規定の改廃は執行委員会が行い、定期大会に報告しなければならない。

附 則

第 1 条（施行期日）

本規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。